

新潟県病院局訓令第1号

新潟県病院局文書記号規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県文書記号規程の一部を改正する規程

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前																																							
<p>第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	<p>第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td><u>県リウ</u></td> <td><u>新潟県立リウマチセンター</u></td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	<u>県リウ</u>	<u>新潟県立リウマチセンター</u>	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校
記号	病院名等																																								
(略)																																									
県津病	新潟県立津川病院																																								
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																								
県芝病	新潟県立新発田病院																																								
県坂病	新潟県立坂町病院																																								
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																								
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																								
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																								
記号	病院名等																																								
(略)																																									
県津病	新潟県立津川病院																																								
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																								
県芝病	新潟県立新発田病院																																								
<u>県リウ</u>	<u>新潟県立リウマチセンター</u>																																								
県坂病	新潟県立坂町病院																																								
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																								
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																								
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																								

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する